

高山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
を定める条例の概要について

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」が平成28年2月5日に改正されたため、地域密着型サービスを適切に運用するため、国の改正内容と同じとする。ただし、指定地域密着型サービスの事業に関する基準の「運営規程」「記録の整備」「掲示（重要事項の周知）」の一部については、国が示した基準によらないものとする。

1. 主な改正内容（下線部分は国が示した基準によらないもの）

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	管理者は、従業者に運営に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	第30条 第2項	管理者は、従業者に以下の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準	管理者は、従業者に以下の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 ・運営に関する基準

(2) 指定夜間対応型訪問介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	管理者は、従業者に運営に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	第54条 第2項	管理者は、従業者に以下の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準	管理者は、従業者に以下の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 ・運営に関する基準

(3) 認知症対応型通所介護（新たな基準の追加）

	基準省令	条項	改正前	改正後
運営に関する基準	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を、おおむね6月に1回以上開催しなければならない。	第78条 第1項	—	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を、おおむね6月に1回以上開催しなければならない。
	運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しなければならない。	第78条 第2項	—	運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しなければならない。
	指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。	第78条 第5項	—	指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
	記録の保存について、運営推進会議の記録を追加する。	第79条 第2項	—	記録の保存について、運営推進会議の記録を追加する。

(4) 地域密着型通所介護（新たな事業に関する基準の追加）

	基準省令	条項	内容
基本方針	サービス提供の目的、サービスの内容について規定	第203条	サービス提供の目的、サービスの内容について規定
人員に関する基準	<p>事業所ごとに置くべき管理者及び従業者の種類、員数、勤務形態について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 常勤専従1</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・看護職員 専従1以上</li> <li>・介護職員 利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>ただし、利用者定員が10人以下の場合は、看護職員及び介護職員の員数をサービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保するために必要な数とすることができる。</p>	第204条 第205条	<p>事業所ごとに置くべき管理者及び従業者の種類、員数、勤務形態について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 常勤専従1</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・看護職員 専従1以上</li> <li>・介護職員 利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>ただし、利用者定員が10人以下の場合は、看護職員及び介護職員の員数をサービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保するために必要な数とすることができる。</p>
設備に関する基準	<p>設備及び備品について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂及び機能訓練室：合計面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上（同一の場所可）</li> <li>・静養室</li> <li>・相談室：遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</li> <li>・事務室</li> <li>・消火設備</li> <li>・非常災害のために必要な設備</li> <li>・事業の提供に必要な設備及び備品等</li> </ul>	第206条	<p>設備及び備品について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂及び機能訓練室：合計面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上（同一の場所可）</li> <li>・静養室</li> <li>・相談室：遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</li> <li>・事務室</li> <li>・消火設備</li> <li>・非常災害のために必要な設備</li> <li>・事業の提供に必要な設備及び備品等</li> </ul>

<p>運営に関する基準</p>	<p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的、運営方針、営業日及び営業時間、利用定員、利用料その他の費用、通常の事業の実施地域、緊急時の対応、非常災害対策など重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</li> </ul> <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型通所介護計画、提供したサービスの内容、苦情の内容、運営推進介護への報告、評価、要望、助言等の記録を整備し、<u>2年間</u>保存しなければならない。</li> </ul> <p>提供の手続き及び同意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供前に重要事項を記した文書を交付し同意を得なければならない。</li> </ul> <p>提供拒否の禁止及びサービス提供困難時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。</li> <li>・自らが提供することが困難な場合は、他の事業所を紹介する等必要な措置を速やかに講じなければならない。</li> </ul> <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の見やすい場所に重要事項等を掲示しなければならない。</li> </ul> <p>秘密保持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者は正当な理由なく利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・事業所は従業者及び従業者であったものが正当な理由なく秘密を漏ら</li> </ul>	<p>第207条 ～ 第212条</p>	<p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的、運営方針、営業日及び営業時間、利用定員、利用料その他の費用、通常の事業の実施地域、緊急時の対応、非常災害対策、<u>苦情処理のために講ずる措置の概要</u>など重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</li> </ul> <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型通所介護計画、提供したサービスの内容、苦情の内容、運営推進介護への報告、評価、要望、助言等の記録を整備し、<u>5年間</u>保存しなければならない。</li> </ul> <p>提供の手続き及び同意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供前に重要事項を記した文書を交付し同意を得なければならない。</li> </ul> <p>提供拒否の禁止及びサービス提供困難時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。</li> <li>・自らが提供することが困難な場合は、他の事業所を紹介する等必要な措置を速やかに講じなければならない。</li> </ul> <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の見やすい場所に重要事項等を掲示するほか、<u>ホームページ等に掲載する等、周知に努めなければならない。</u></li> </ul> <p>秘密保持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者は正当な理由なく利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・事業所は従業者及び従業者であったものが正当な理由なく秘密を漏ら</li> </ul>
-----------------	--	------------------------------	--

<p>すことのないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議等で個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得なければならない。</li> </ul> <p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情窓口の設置等必要な措置を講じなければならない等</li> </ul> <p>定員遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員を超えて事業の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</li> </ul> <p>非常災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に対する具体的計画を立て定期的に従業員に周知し、定期的に避難訓練を行わなければならない。</li> </ul> <p>衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、食器その他の設備又は飲用水の衛生的な管理に努めなければならない。</li> <li>・事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。</li> </ul> <p>地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催しなければならない。</li> <li>・運営推進会議の記録を作成し、公表しなければならない。</li> </ul> <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>	<p>すことのないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議等で個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得なければならない。</li> </ul> <p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情窓口の設置等必要な措置を講じなければならない等</li> </ul> <p>定員遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員を超えて事業の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</li> </ul> <p>非常災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に対する具体的計画を立て定期的に従業員に周知し、定期的に避難訓練を行わなければならない。</li> </ul> <p>衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、食器その他の設備又は飲用水の衛生的な管理に努めなければならない。</li> <li>・事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。</li> </ul> <p>地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催しなければならない。</li> <li>・運営推進会議の記録を作成し、公表しなければならない。</li> </ul> <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>
--	--

(5) 指定療養通所介護（新たな事業に関する基準の追加）

	基 準 省 令	条 項	内 容
趣旨及び基本方針	サービス提供の目的、サービスの内容について規定 対象者 ・難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供期間中、常時看護師による観察を必要とする者	第213条 第214条	サービス提供の目的、サービスの内容について規定 対象者 ・難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供期間中、常時看護師による観察を必要とする者
人員に関する基準	事業所ごとのおくべき、管理者及び従業員の職種・員数について規定 ・管理者 常勤専従1：適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する看護師 ・看護職員又は介護職員 利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専従の従業者を1以上（うち常勤専従の看護師1人以上）	第215条 第216条	事業所ごとのおくべき、管理者及び従業員の職種・員数について規定 ・管理者 常勤専従1：適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する看護師 ・看護職員又は介護職員 利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専従の従業者を1以上（うち常勤専従の看護師1人以上）
設備に関する基準	利用定員、設備及び備品について規定 ・利用定員 9人以下 ・指定療養介護を行うにふさわしい専用の部屋：6.4㎡に利用定員を乗じた面積以上 ・消火設備その他の非常災害に対し必要な備品 ・指定療養通所介護の提供に必要な備品 ・夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの提供の開始前に市町村に届け出るものとする。	第217条 第218条	利用定員、設備及び備品について規定 ・利用定員 9人以下 ・指定療養介護を行うにふさわしい専用の部屋：6.4㎡に利用定員を乗じた面積以上 ・消火設備その他の非常災害に対し必要な備品 ・指定療養通所介護の提供に必要な備品 ・夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。

<p>運営に関する基準</p>	<p>内容及び手続きの説明及び同意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供前に、運営規程の概要、勤務体制、利用者ごとの緊急時等の対応策、主治医及び緊急時対応医療機関との連絡体制並びに重要事項記した文書を交付し同意を得なければならない。</li> </ul> <p>緊急時等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の症状の急変に備え、主治医とともに緊急時対応策を定めておかなければならない。</li> </ul> <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的、運営方針、営業日及び営業時間、利用定員、利用料その他に費用、通常の事業の実施地域、緊急時の対応、非常災害対策など重要事項に関する規程を定めなければならない。</li> </ul> <p>緊急時対応医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ同一敷地内又は隣接若しくは近接する緊急時対応医療機関を定め、必要な事項を取り決めておかなければならない。</li> </ul> <p>安全・サービス提供管理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者等から構成される委員会を設置しなければならない。</li> <li>おおむね6月に1回以上開催し、安全管理に必要なデータの収集、安全かつ適切なサービス提供を確保するための方策の検討を行い、記録を作成しなければならない。</li> </ul> <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定療養通所介護計画、安全・サー</li> </ul>	<p>第219条 ～ 第230条</p>	<p>内容及び手続きの説明及び同意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供前に、運営規程の概要、勤務体制、利用者ごとの緊急時等の対応策、主治医及び緊急時対応医療機関との連絡体制並びに重要事項記した文書を交付し同意を得なければならない。</li> </ul> <p>緊急時等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の症状の急変に備え、主治医とともに緊急時対応策を定めておかなければならない。</li> </ul> <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的、運営方針、営業日及び営業時間、利用定員、利用料その他に費用、通常の事業の実施地域、緊急時の対応、非常災害対策、<u>苦情処理のために講ずる措置の概要</u>など重要事項に関する規程を定めなければならない。</li> </ul> <p>緊急時対応医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ同一敷地内又は隣接若しくは近接する緊急時対応医療機関を定め、必要な事項を取り決めておかなければならない。</li> </ul> <p>安全・サービス提供管理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者等から構成される委員会を設置しなければならない。</li> <li>おおむね6月に1回以上開催し、安全管理に必要なデータの収集、安全かつ適切なサービス提供を確保するための方策の検討を行い、記録を作成しなければならない。</li> </ul> <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定療養通所介護計画、安全・サー</li> </ul>
-----------------	--	------------------------------	--

	<p>ビス提供管理委員会の記録、提供したサービスの内容、苦情の内容、運営推進介護への報告、評価、要望、助言の記録を整備し、<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進会議をおおむね12月に1回以上開催しなければならない。</li> <li>・運営推進会議の記録を作成し、公表しなければならない。</li> </ul> <p>以下は、地域密着型通所介護と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供拒否の禁止及びサービス提供困難時の対応</li> <li>・利用者に関する市への通知</li> <li>・掲示</li> <li>・秘密保持</li> <li>・苦情処理</li> <li>・定員遵守</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・衛生管理</li> <li>・ほか事業所の運営に関する事項について規定</li> </ul>	<p>ビス提供管理委員会の記録、提供したサービスの内容、苦情の内容、運営推進介護への報告、評価、要望、助言の記録を整備し、<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進会議をおおむね12月に1回以上開催しなければならない。</li> <li>・運営推進会議の記録を作成し、公表しなければならない。</li> </ul> <p>以下は、地域密着型通所介護と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供拒否の禁止及びサービス提供困難時の対応</li> <li>・利用者に関する市への通知</li> <li>・掲示</li> <li>・秘密保持</li> <li>・苦情処理</li> <li>・定員遵守</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・衛生管理</li> <li>・ほか事業所の運営に関する事項について規定</li> </ul>
--	--	--

## 2. 施行期日

平成28年4月1日